

橋 財 第 5 4 号
平成 22 年 10 月 12 日

部 長 各 位

橋本市長 木 下 善 之

平成23年度予算編成の基本方針について

1. 国の動向と地方財政

わが国の経済の直近の動向をみると、国の景気対策への取り組みにより、景気は着実に持ち直しつつあるといわれるものの、その継続性や波及効果には不透明感がぬぐえず、また、失業率も依然として高水準にあるなど雇用情勢の改善には至っていない。

このような状況の中で、国では2011年度予算の各省庁の概算要求総額も96兆7465億円となり、未曾有の財源不足に加えてねじれ国会となるなど、予算編成では戦後最も厳しいものになるといわれている。

一方、地方財政は個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化などにより地方税収が落ち込む一方で、社会保障関係経費の増加や公債費の高い水準での推移などにより、職員定数等による給与関係経費が減少してもなお、財源不足になることが懸念されている。

さらに、地域主権改革を進める中で、従来の国庫補助負担金制度から一括交付金制度への改革も今後議論されることを注視する必要があるとともに、引き続き地方財政の健全化を求められているところである。

2. 本市の財政

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成21年度決算を基に算定した本市の財政健全化判断指標の4指標は、いずれの指標とも平成20年度より改善され、早期健全化団体や財政再生団体となる基準数値に至っていないが、今後も厳しい状況が続くと考える。

その背景には、昨今の経済状況の影響及び少子高齢化の進展、地価の下落などに伴い市税収入が減少するなど大幅な歳入増加が見込めない一方で、歳出面では、少子高齢化の進展に伴う扶助費の増大、団塊世代の職員の大量退職に伴う退職手当の増加、学校や庁舎など公共施設の耐震化、幼保一元化の推進、保健福祉センターや小学校の建設など、本市の重要施策が短期間に集中しているところにある。

幸いにして、平成21年度は国の経済対策による自治体への財政措置もあり、財政調整基金や減債基金を取り崩さなくとも黒字を計上することができたが、大型公共事業等が集中する平成22年度から平成25年度までの4年間は、今まで以上に厳しい財政状況を余儀なくされると推測する。

以上のことから、平成20年度から実施してきた財源枠配分方式による予算編成手法を今後も継続し、平成21年度中に見直しを行った「集中改革プラン」を確実に実施しながら健全財政を堅持していくとともに、市民と行政が互いに持つ資源を出し合いながら共にまちづくりを進める「協働」の手法を活用し、『市民が安心して暮らせる橋本市』『活力ある橋本市』『緑潤う橋本市』を目指すこととする。

特に、選挙公約（マニフェスト）として掲げた諸事業は、積極的に取り組むこととし予算に反映していくものとする。

したがって、平成23年度の予算編成にあたっては、国の政策・予算の動向を注視しつつ、さらに十分精査・研究した中で、職員自らが「創意と工夫」、「コスト意識」をもって予算編成及び行政課題に全力で取り組まれるよう通知する。

平成22年10月12日

各所属長様

総務部長 中山 哲次

平成23年度予算編成要領

本市の財政状況は、平成21年度では国の経済対策による予算措置もあり、財政調整基金等を取り崩さずとも黒字を計上することができましたが、平成22年度以降は収支均衡が図れない状況が続くと予想され、引き続き厳しい状況下になると考えます。

このことから、平成20年度の予算編成から取り組み、職員のご理解とご協力により着実に成果を上げてきた「財源枠配分方式」を、平成23年度以降も引き続き実施してまいります。

したがって、各部署においては、別紙配分額表により配分された額の範囲内で、経常的経費にかかる予算を部内関係課で協力しあい、かつ創意工夫をしたうえで予算要求書を作成していただくこととなります。

今回の配分額は、平成22年度当初予算時の経常的経費にかかる一般財源総額と同額に抑制することとしています。

また、今年度の平成21年度決算を基に算定した本市の財政健全化判断比率は、普通会計の赤字の状況を示す「実質赤字比率」及び特別会計・企業会計も含めた全会計の赤字の状況を示す「連結実質赤字比率」とも、平成20年度と同様に黒字となり、連結ベースでの地方債元利償還金が財政に及ぼす負担を表す指標の「実質公債費比率」及び将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す「将来負担比率」では、ともに前年度より改善されている数値となるものの、今後も本市が取り組まなければならない諸事業を考慮すれば、これらの比率も序々に上昇すると考えます。

加えて、国の財政状況や経済状況の影響を受け、地方財政を取り巻く環境はますます厳しさを増すと考えられることから、今まで以上に行財政改革に取り組み、本市の予算を自分の家計と考えて、なお一層の経費削減にご努力・ご協力をお願いするとともに、平成23年度予算編成にあたっては下記基本的事項を十分認識したうえで、所属職員にも周知徹底を図られるようお願いいたします。

1. 基本的事項

- (1) 平成23年度当初予算は、1年間の歳入・歳出を精査したうえで年間必要額を要求すること。
- (2) 国の政策・予算に注視し、その財源についても上部関係機関に確認をしたうえで要求すること。
- (3) 国において廃止又は縮小される事業を、引き続き市単独事業として実施したり、又は市費を増額して実施するようなことのないようにすること。

なお、予算編成時点で国の政策変更が確定せず従来どおりに予算化を行っても、国において事業廃止された場合は、直ちに予算の執行を止めることとする。

- (4) 経常的経費にかかる一般財源必要額は、配分額の枠内で対応すること。なお、配分額は1年間を通した額であり、当然補正財源も含む額である。

枠配分は、各部に対して配分したものであり、不足額が生じた場合は部内間で調整を図ること。

特殊要因があるものについては、その根拠や額を明らかにすること。

- (5) 「集中改革プラン」に基づいた改革事項は、速やかに着手・実行すること。

なお、プラン以外にも各課室において削減可能なものがある場合は、即座に実行すること。また、その削減策が全庁的に実施可能な場合は、行政改革推進室に積極的に提案すること。

特に事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、施設のスクラップ・アンド・ビルド(統廃合)にも積極的に取り組むこと。

(この場合の予算措置は最優先とする。)

- (6) 行政評価結果を確認し、その評価に基づき予算を要求すること。
- (7) 合併による効率性や合併効果を徹底的に追求すること。
- (8) 政策的事業については、政策調整会議で決定された事業を予算措置するものとする。ただし、事業費については財政事情により減額する場合もあるので了承されたい。

なお、政策調整会議に諮った事業以外に緊急的に政策的判断を必要とする事業が生じた場合は、事前に企画経営室と協議したうえで市長に説明し、その方向を決定すること。

- (9) 職員数の削減については、定員適正化計画に基づき実施することとする。

なお、各課の職員配置数については、企画経営室がヒアリングを実施して決定する。

また、臨時職員の配置は特別な理由がない限り認めない。ただし、必要とする場合でも必要最小限の人員、期間とすること。

- (10) 歳入については、国庫補助金等の削減・廃止・交付金化などに十分留意するとともに、財源確保のために市税収入の確保や公共料金の見直し、遊休資産の売却や活用に努めること。

また、歳出についても国・県からの事務事業の委譲等に留意すること。

- (11) 普通建設事業等にかかる国庫補助事業において、事務費が補助対象外となり市単独費で対応しなければならないことから、事務的経費の要求額は必要最小限に抑制すること。なお、要求根拠のない経費や不必要と思われるものは、予算査定においても厳しく査定する。

- (12) 本来、国・県が負担すべき経費を市が負担したり、当然住民が負担すべきものを市が肩代わりすることのないよう、行政の責任領域と費用の負担を明確にすること。

特に、市民と行政の協働の観点から市民が参加・参画できるものについては、積極的に情報提供を行い、市民と連携した「地域づくり・まちづくり」を進めること。

- (13) 「民間にできることは民間に」を基本に、民間委託の可能な分野を精査し、積極的に推進すること。

特に、指定管理者制度により民間等に運営委託が可能なものについては積極的に取り組むこと。

- (14) 任意団体に対する補助金について、団体の自立を積極的に促すこと。

特に、団体の総収入に占める市の補助金比率が低率で自立が可能な場合は、速やかに関係団体と協議すること。

また、補助金等の予算要求は年間必要額を要求すること。

なお、補助金等の交付の是非及び補助金額については、補助金等交付基準に基づき橋本市補助金等審査委員会の審査を経て決定するものとする。そのため、平成23年度当初予算は、原則として前年度の審査会での決定額を暫定予算として計上し、その後決定された補助金額の過不足については補正予算で対応するものとする。

ただし、審査会での決定前に団体に対し補助金交付が必要な場合は、特別な理由がない限り原則として当初予算計上額の2分の1以内とする。

- (15) 特別会計及び企業会計においては、独立採算性を基本とし、安易に一般会計からの繰入金に依存せず経営健全化に努めること。